

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構
令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
実践研修（前期開催コース）募集要領
[SJ1、SJ2、SJ3、SJ4 コース]

本研修は、特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構（指定番号：004）

3 研修課程と募集定員

研修課程：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修

募集定員：240人（4コース合計）

4 受講資格（研修対象者）

今回の募集については、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する方を対象とする。

- （ア）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修課程（基礎研修、補足研修）を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- （イ）基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしている者であり、基礎研修課程を修了後、実践研修受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して6ヵ月以上の個別支援計画（原案）作成の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。
- （ウ）サービス管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、（ア）に定める相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない。

（3ページ「受講資格フローチャート」参照）

【留意事項】

ア 基礎研修課程を修了とは、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」のいずれも修了することを指す。両研修のどちらか遅い修了日が基礎研修課程の修了日となる。

イ 実践研修受講開始日は各演習コースの初日の2週間前とする。そのため、今回の研修対象者は SJ1 コースは令和7年7月8日、SJ2 コースは令和7年8月7日、SJ3 コースは令和7年8月21日、SJ4 コースは令和7年9月2日時点で受講資格を満たしている者となります。

5 実践研修の受講に必要な実務経験の短縮により受講資格を満たす方（上記4（イ）に該当する方）

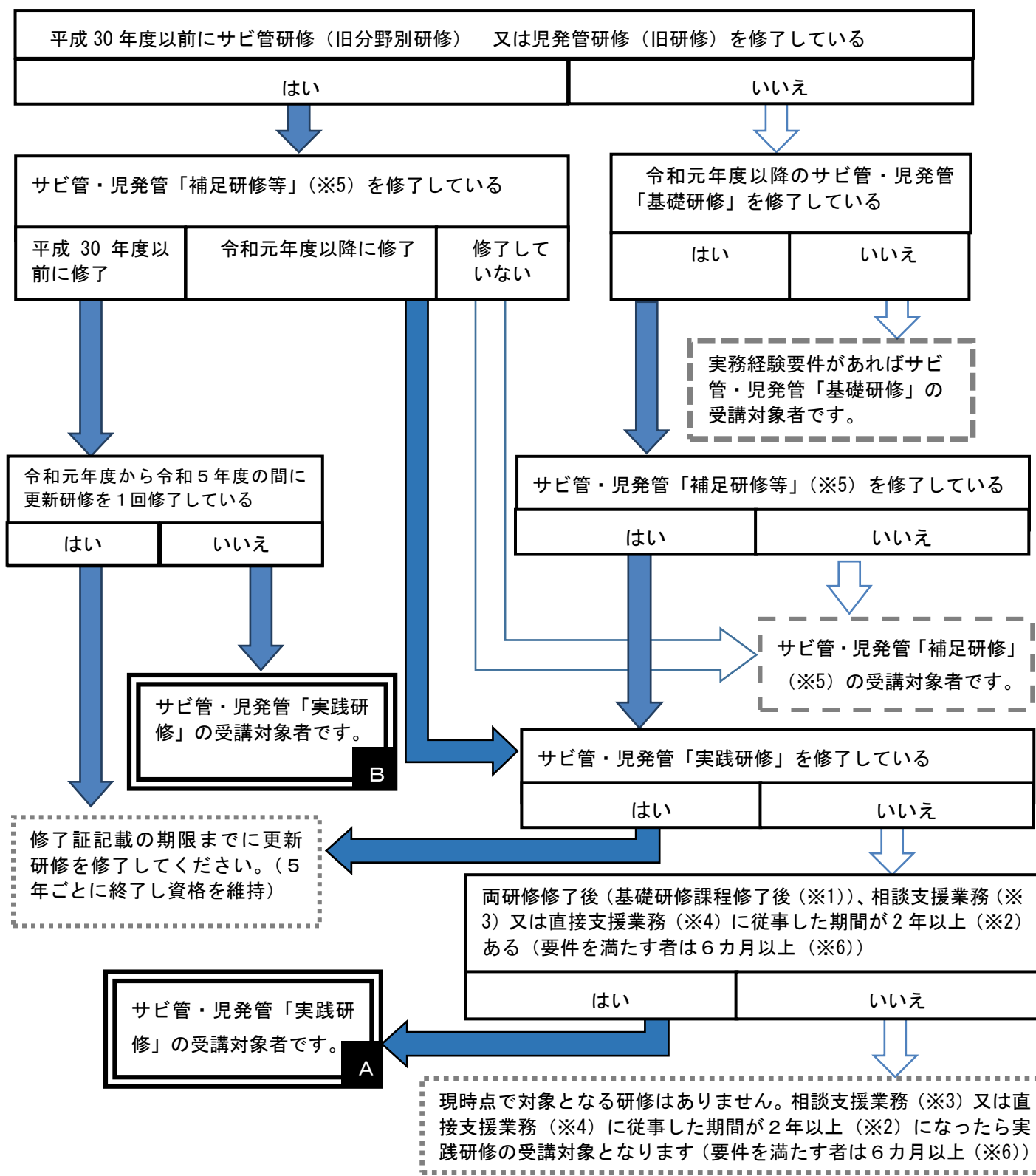
今回の研修を実践研修の受講に必要な実務経験の短縮（4（イ）に該当）によりお申込みいただく方は、お申し込みの際に指定権者に届け出た書類の写しを添付していただきます。かならず提出した書類をスキャンし、PDF形式にしてご提出ください（word形式、excel形式等では受付できません）。ご提出できない場合は実務経験の短縮でのお申し込みはできません。

書類名：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修受講に係る実務経験短縮の届出書

※書類の名称は指定権者によって異なる場合があります。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 受講資格フローチャート

当研修の受講資格のある者は、以下のフローチャートにおいて、Ａ・Ｂのいずれかに該当する者であって、指定障害福祉サービス事業所等においてサビ管・児発管として従事している者又は従事しようとする者となります。（神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援権利責任者になるまでの流れより一部改変）



※1 基礎研修課程を修了とは

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」のいずれも修了すること

※2 2年以上とは

業務に従事した期間が2年以上であり、かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう

※3 相談支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（児発管の場合は児童への相談、助言、指導その他の支援業務も含む）

※4 直接支援の業務とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（児発管の場合は児童への介護、訓練等の業務も含む）

※5 補足研修とは

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）のこと。

本県では、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（県指定）が実施しています。

※6 令和5年6月30日の告示改正により、実践研修受講必要な実務経験が以下の要件をすべて満たす場合は、例外的に「6ヵ月以上」とする取扱いとなりました。

要件1：基礎研修受講開始時において既に実務経験を満たしている。

要件2：実践研修を受講するための実務経験（OJT）として 障害福祉サービス事業所等において、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の業務に従事する。

要件3：上記について、指定権者届け出る

※要件を満たした場合はOJT6ヵ月以上に短縮できますが、原則2年間です。

6 研修カリキュラム

神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」で定める「サービス管理責任者実践研修」及び「児童発達支援管理責任者実践研修」の標準カリキュラムにより、原則として、**講義・演習を 2 日間**の日程で実施します。

事前に e ラーニングによる講義視聴、演習に向けた事前課題があります。

【標準カリキュラム】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修は同一カリキュラムになります。

	科目名	時間数
1	障害福祉等の制度に関する講義	1 時間
2	サービス提供に関する講義及び演習 ・ モニタリングの方法 ・ 個別支援会議の運営方法	6.5 時間
3	人材育成の手法に関する講義及び演習 ・ サービス提供職員への助言・指導について ・ OJT としての事例検討会の進め方	3.5 時間
4	多職種及び地域連携に関する講義及び演習 ・ サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割 ・ 自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み ・ サービス担当者会議と自立支援協議会の活用についてのまとめ	3.5 時間
合計		14.5 時間

7 研修の実施方式、日程及び会場と募集定員

受講者は下記「(1) 講義」と「(2) 演習」の両方を修了する必要があります。

(1) 講義

講義は、次のア及びイの方法により実施します。受講者は、いずれかの一方の方法で講義を受講します。

ア 映像配信

指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上（以下、ウェブ）の遠隔教育システム（以下、e ラーニング）において配信する講義映像（3 時間程度を予定）を受講者は各自可能な環境下において、当機構が指定したユーザー ID で演習日の前日までに視聴を完了してください。視聴が完了していないと演習には参加できません。演習日 4 日前までに視聴終了されていない場合、当機構より連絡する場合があります。なお、動画の全部または一部について、録画・録音・複製・使用・第三者への配布（動画視聴のための ID、パスワードを第三者に提供することを含む）を禁止します。

- ・映像配信：受講開始日～各コース演習前日（約2週間の間に視聴していただきます）
 - ・SJ1 コース：令和7年7月8日～令和7年7月21日
 - ・SJ2 コース：令和7年8月7日～令和7年8月20日
 - ・SJ3 コース：令和7年8月21日～令和7年9月3日
 - ・SJ4 コース：令和7年9月2日～令和7年9月15日
- ・視聴方法等につきましては、申込時にご記入頂いた受講者のメールアドレスにお知らせします。

イ 放映会

ウェブでの視聴が困難な受講者は、当機構が指定する放映会に出席して講義映像を視聴してください。放映会の参加には申込時に申請が必要です。また放映会の日程は当機構より個別にご連絡いたします。

(2) 演習

ア 各コースの募集人員、日程及び会場

演習			
コース	定員	日程	会場
SJ1 コース	60 名	令和7年7月22日（火）、23日（水） 9：30～18：30（両日とも）	ユニコムプラザさがみはら
SJ2 コース	60 名	令和7年8月21日（木）、22日（金） 9：30～18：30（両日とも）	
SJ3 コース	60 名	令和7年9月4日（木）、5日（金） 9：30～18：30（両日とも）	
SJ4 コース	60 名	令和7年9月16日（火）、17日（水） 9：30～18：30（両日とも）	

- ・SJ1～SJ4 コースのうち、お一人につき1コースのみ申し込みできます。

8 「実践研修」神奈川県指定研修事業者

下記3研修事業者は講義・テキストが共通となっています。

研修事業者	連絡先
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 （指定番号：001）	連絡先TEL：045-534-6215 URL： https://www.kfkc.jp/
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 （指定番号：002）	連絡先Email：sabikan@kanafuku.jp URL： https://www.kanafuku.jp/
特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 （指定番号：004）	連絡先TEL：046-240-1961 URL： https://www.stro.or.jp

9 受講料：30,000 円（税込み）

- ・受講料の振込方法は請求書に記載してあります。
- ・受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・受講料の振込手数料や会場までの交通費、e ラーニング等の視聴機材、通信費等の受講にかかる費用は受講者負担となります。

10 テキストについて

- ・講義部分のテキストは各自PDFをダウンロードしていただきます。もし印刷されたテキストを希望される場合は有料でお送りいたします。ご希望の方は申込時に申請してください。なお、テキストは講義のスライドを印刷したものとなっています。

簡易印刷テキスト代：1,650 円（税込み）

- ・演習部分のテキストは演習当日、受講者にお渡しいたします。

11 申込について

（1）申込方法

当機構分の申し込みはホームページからのみとなります。

ア 法人申込の場合

法人申込の場合は必ず1法人につき1名取りまとめ担当者をもうけてください。同一法人から複数のお申込みがあり、取りまとめ担当者が異なる場合、最初のお申込に記載されている取りまとめ担当者を貴法人の取りまとめ担当者とさせていただきます。

必ず法人の代表者または担当者の承諾を頂いたのち、お申込みください。

イ 個人申込の場合

個人で申込みをすることもできますが、選考基準での優先順位は下がります（法人からの申込者が優先されます）のでご注意ください。

（2）申込ホームページ

当機構に申込をする場合は、次のホームページからお申込みください。

<https://www.stro.or.jp/>

（3）申込期限 令和7年5月28日（水）13：00まで

申込期限までに当機構 HP にてお申込みいただいた分が有効となります。申込期限をすぎますと、たとえ申込フォームに入力中であっても申し込みできなくなりますので、時間に余裕をもってお申し込みください。

（4）ご注意ください

- ・申込後、申込内容確認用メールをお送りします。こちらは申込内容の確認にご利用ください。
- ・当機構にて申込内容を確認した後に受付完了メールをお送りします。こちらのメールにて受付完了となります。申込後3～4営業日が経過しても受付完了メールが届かない場合はお手数ですが、当機構までご連絡ください。
- ・申込期限付近にお申込みいただいた方には受付完了メールの到着が申込期限後となる場合がありますが、お申し込みは有効です。

- ・お申し込み後、郵送いただく書類はありません。
- ・お一人様1コースのみ申込出来ます。
- ・複数のお申し込みがあった場合、最後のお申し込みのみが有効となります。
- ・申込内容に不備等があった場合、メールにて不備内容をご連絡し、ご回答いただきます。申込締め切り日にお申し込みいただき、不備があった場合の回答しめきりは5月29日となります。期限までにご回答いただけない場合は選考から外れることがあります。

(5) 修了証書の添付について

お申し込み時に、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「基礎研修」と「補足研修（または相談支援専門員初任者研修講義部分）」の両方の修了証書を添付していただきます（郵送ではありません）。修了証書をスキャン等してPDFにさせていただくか、スマホのカメラ等で撮影して写真のデータを用意してください。ご用意いただいたデータを申込フォームで添付してください。

修了証書を紛失し、修了証書に記載された項目が不明の場合は、修了証書の交付を受けた研修事業者（研修事業者が不明の場合は、研修を受講した都道府県）に照会し、「研修修了証明書」等の交付を受けてください。研修事業者によって、交付を受けるための手続きに一定の期間を要することもありますので、申込期限を勘案し、余裕を持った手続きを行ってください。なお、手続きに時間を要したことによって申込期限が過ぎた場合は、申込を受け付けることはできませんのでご注意ください。

12 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」の「神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（実践研修）」により受講者を決定します。

別紙2

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（実践研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置（予定）の受講申込者

基準Ⅱ：法人（※1）からの受講申込者

基準Ⅲ：配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置の事業所等に、研修修了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ②やむを得ない事由によるみなし配置（※2）でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている（予定）の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ③当該研修修了後に新規指定事業所又は既存事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ④人員基準の規定により複数のサービス管理責任者の配置が義務付けられている事業所において基礎研修課程修了者を配置している者
- ⑤サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置、交代が必要になった場合に備え、資格者を用意する者
- ⑥配置予定はなし

基準Ⅳ：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修課程」の修了日が早い者

※1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要とされる事業所を運営する（予定）の法人のことをいう。

※2 事業所の責に帰さないやむを得ない事由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠如し、かつ当該事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を直ちに配置することが困難であり、実務経験要件を満たす者を配置することを指定権者である自治体が認めた場合

・上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

1 3 受講者の決定及び通知

- ・受講者の選考結果・受講決定通知、請求書はすべてメールでお知らせします。
- ・上記メールは法人申込の場合はとりまとめ担当者に、個人申込の場合は申込者にお送りします。
- ・受講決定後の受講者の変更はできません。
- ・受講決定等の通知は令和7年6月中旬までにメールをお送りします。令和7年6月20日になってもメールが届かない場合は当機構までご連絡ください。

1 4 請求書・受講決定通知

- ・受講決定となった場合は受講決定通知、請求書のダウンロード方法をお送りします。こちらよりダウンロードをお願いいたします。
- ・請求書に記載された期日までに受講料をお支払いください。期日までに当機構にてお支払いを確認できない場合、受講ができなくなります。

1 5 事前課題

本研修では、演習初日までに事前課題があります。事前課題は、当機構のホームページに掲載します。詳細は受講者にお伝えいたします。

1 6 本人確認

研修当日、本人確認できる公的証明書の写しを受付に提出していただきます。提出した写しの原本も確認いたしますので研修当日持参して受付で提示してください。詳細は受講者にお伝えいたします。

1 7 効果測定

講義（映像配信又は放映会）時に簡易テストを、演習時には理解度を確認する効果測定をそれぞれ行います。

1 8 修了証書

研修のカリキュラムを全て修了したと認められる者に、原則、研修最終日の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

修了証書に記載する実践研修の研修名は、基礎研修の研修名と同一となります。

（例）

- ・基礎研修が「サービス管理責任者 基礎研修」の場合、実践研修は「サービス管理責任者 実践研修」となる。
- ・基礎研修が「児童発達支援管理責任者 基礎研修」の場合、実践研修は「児童発達支援管理責任者 実践研修」となる。

ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがあります。

(1) 講義

ア 講義（映像配信）を受講した者が次のことに該当した場合

（ア）講義映像のすべてを視聴していない、また講義終了後のテストの回答を提出していない場合

（イ）研修事業者から指定された ID 以外で e ラーニングの視聴した場合。

イ 講義（放映会）を受講した者が次のいずれかに該当した場合

（ア）遅刻、早退をした場合

（イ）著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話、パソコン、タブレットの使用等）、繰り返し注意されていた場合

（ウ）講義終了後のテストの回答を提出していない場合

(2) 演習に出席した者が次のいずれかに該当した場合

ア 遅刻、早退をした場合

イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話、パソコン、タブレットの使用等）、繰り返し注意されていた場合

ウ 事前課題を提出していない場合や他者の事前課題（同一または酷似等）と疑われるものを提出した場合。

19 個人情報の取り扱い

申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構 学則第 17 条に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

20 その他留意事項

- (1) 当機構からの連絡、問い合わせは E メールとなります。当機構のメールアドレス (seagull.npo@stro.or.jp) が迷惑メール等にならないようにしてください。
- (2) 虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。
- (3) 演習会場等への来場の際は、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。電車遅延等での遅刻は認められません。
- (4) 自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前 7 時頃迄に、当機構のホームページ (<https://www.stro.or.jp>) において段階的にご案内いたしますのでご確認ください。
- (5) 当研修では、国、県、会場等の指示により感染症対応が必要な場合には、指示にしたがい感染症対策を行います。そのため健康チェックの実施、演習方法の変更、日程の変更・中止となる場合がございますのであらかじめご承知おきください。また当機構からも社会状況や研修の実施方法等を踏まえ、感染症対策を実施することがあります。
- (6) 研修の実施方法等、変更等が発生した場合は当機構の HP (<https://www.stro.or.jp>) にて掲載いたしますのでご確認をお願いします。

2 1 問合せ先（本研修の申込み等に関する問合せ先）

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構

〒242-0021 神奈川県大和市中央 2-1-15 パークロード大和 4C

電話：046-240-1961 FAX：046-240-1962

2 2 実務経験等に関する問い合わせ

（１）実務経験が該当するかなど、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に関する問い合わせについては、以下の事業所を所管する指定権者の担当にお問い合わせください。

事業所所在地	指定機関(担当)連絡先
横浜市	【障害者】 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール：kf-syositei@city.yokohama.lg.jp 【障害児】 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 Eメール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 電話：044-200-2927 FAX：044-200-3932 Eメール：40sidou@city.kawasaki.jp
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 電話：042-769-1394
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 電話：046-822-8411 Eメール：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則Eメールでお願いします
上記以外の市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 電話：045-210-4717・4732

（２）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「更新研修」に関する問合せ先

研修事業者／連絡先／ホームページ
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（指定番号：003） TEL：046-206-7265 URL： https://www.kcn.or.jp/

【会場案内】

SJ1～SJ4 コース 演習会場

- ・ユニコムプラザさがみはら 相模原市南区相模大野 3-3-2 bono 相模大野サウスモール 3 階
- ・電車でご来場の方へ

相模大野駅中央改札口から北口デッキに出て、左手に進むと「ボーノ相模大野」がみえます。そのままボーノ相模大野 2F の中央通路を進み、エスカレーターで 3 階にお上りください。